

近代沖縄における生活扶助を通じた教員の組織化過程：教員互助会の設置と運営

藤澤，健一

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

51

(開始ページ / Start Page)

245

(終了ページ / End Page)

287

(発行年 / Year)

2024-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030930>

法政大学沖縄文化研究所紀要「沖縄文化研究」五一号抜刷
二〇二四年三月三十一日発行

近代沖縄における生活扶助を通じた教員の組織化過程

— 教員互助会の設置と運営 —

藤澤 健一

近代沖縄における生活扶助を通じた教員の組織化過程

——教員互助会の設置と運営——

藤澤健一

一 課題と方法

本稿の課題は、教員の生活扶助を目的として、郡市区（以下、郡市）⁽¹⁾ および県を単位として設置（構想）された教員団体（題目をふくめ、以下、教員互助会）を通じ、近代沖縄において教員が組織化された過程を解明することである。本稿では原則として小学校教員のための教員互助会を対象を限定し、小学校に配置された正教員、准教員、代用教員を教員として総称する。

関連する法制度的な外延をふくめ、教員の「扶助」や「互助」が必然化する背景にはなにかあったのかについてあらかじめ説明をくわえておきたい。この点にかかわり、教員俸給を担保した財政的な根拠がひとつの焦点となる。知られるように、教員俸給は設置者負担の原則を定めた小学校令（勅令

第三四四号、一九〇〇年）第五条ほかにもとづき、市町村などの地方財政（以下、町村財政）に依拠した。このため、一般に安定的な財源を確保できる状況にはなかつた町村財政において教員俸給の不払いや遅延が不況期を中心に各地で頻発した。この現象は営造物とされた学校の教育内容や教員人事については法制度上の一元的な規制や管理を受ける一方、施設や教員俸給をはじめとした経費負担は市町村に委任されるという教育財政制度の特徴に起因する。^③のちに見るように、こうした教育財政制度は旧慣期にあつた沖繩県においても基本的に適用された。^④実際、経費負担に堪えない市町村における教員俸給にかかわる事象は教員に生活困窮をもたらすとともに、その後の社会運動を惹起した一因として近代沖繩史において指摘されてきた。^⑤これらを背景に教員への待遇はかならずしも安定化することなく、教員の生活扶助を担う教員団体の設置が当事者である教員から広範に要請されていた。

ところで、一般に教員の生活扶助という場合、休退職時や遺族への給付として、すでに一八九〇年代以降に一定程度であれ法制度上の整備をみた。^⑥これらを前提に休職、退職時などにおける教員、およびその遺族への生活扶助は、待遇官吏とされた教員を文官や軍人などとともに受給者として組み込む、恩給法（法律第四八号、一九二三年）にもとづき、扶助の内容や金額などが一元化された。^⑦こうして教員互助会は同法施行にともない官治組織による行政施策と一部、機能を共有する。くわえて、後述するように教員互助会は役職体制や運営への関与ばかりか財政においても官治組織から一定の財政補助を受ける場合があり、事実上、なかば公的な事業でもある。他方、教員互助会の設置と運営は

地方教育会、あるいは地方校長会という、教育行政の組織的周縁が担う場合があり、しかも、後述のように俸給額に応じた会費¹¹私費を原資とした運営という財政面での特徴を有する。以上に照らし、教員互助会については、いわば半官半民的な教員団体として位置づけるのが妥当である。

周知のように、現時においても「互助会」との名称を冠した教員団体は地方公務員法第四三条にもとづき一般財団法人などとして沖縄県をふくめ各地で運営される。それらは教員の福利厚生を趣旨とし、地方公務員等共済組合法（法律第一五二号、一九六二年）にもとづく共済組合とともに会員への給付や貸付といった生活扶助にかかわる事業を展開する¹²。ただし、こうした教員団体が近代沖縄においてはどのような経緯で設置され運営されたのか、また、いかなる機能をはたしたのかについて、これまで体系的かつ通史的な視野は拓かれていない。こうした研究状況の背景にはなにがあるのか。ひとつは一般に教員互助会の設置と運営、その改廃には個別的な差異があり傾向がつかみにくいことがある。具体的には学務当局や郡市にくわえ、先述のように地方教育会や地方校長会といった系統を異にした組織が設置と運営において錯綜する¹³。それゆえ教員互助会史を単線的に通覧することは現実的ではない。もうひとつの、そして切要な要因は一般に教員史が教員の養成・採用・研修に分節化されるとともに、教科教育にかかわる教育実践を主軸とした、学校における教員の姿に視点が集中する傾向をもつことである。しかし、指摘するまでもなく、教員は俸給によって生計を成り立たせ、市井でくらしを営む生活者でもある。このかぎりでは、生活扶助という視点は教員の生活史にかかわる一挿

話というにとどまらず、近代沖縄教員史を構成する主要課題として再定義されなければならない。

この場合、常識的にみて生活扶助は教員の生活を維持・向上させるうえで有効な機能をもつものとして理解される。実際、「自治」や「団結」などととも「扶助」という用語は、一般に戦前期において待遇改善を唱導した教員組合の理念が論じられる際の常用句でもある。しかし、生活扶助が教員を組織化するための教育政策上の手段でもあったとの仮定に立つならば、こうした通念について、わたしたちは実際の歴史的な経緯にもとづき再検討しなければならない。いうまでもなく、生活の維持・安定は教員自身にとつての関心事であるにとどまらず、学務当局において教育政策上の焦点でもあったためである。したがって、一連の生活扶助は単体としてではなく、教員への管理統制を眼目とした組織化政策と表裏一体をなすものとして捉え直す必要がある。

以上に照らし筆者は、教員互助会を通じた生活扶助により近代沖縄における教員への組織化がどのように進行的なのかとの問いを設定した。この問いに向き合うために本稿では方法として、郡市、および県を単位とした教員互助会がそれぞれのどのような経緯で設置され、運営されたのかを分析視点として設定する。その際、設置や運営にたずさわった、学務当局にくわえ、沖縄県教育会、県校長会、さらに郡市や地方教育協会、地方校長会などの組織的な関係性に着目する。

つぎに研究史に占める本稿の位置と意義について説明をくわえる。教員を主な対象とした生活扶助にかかわる解説を趣旨とする刊行物は一八九〇年代から継続的に数多く刊行されている。¹⁰これらは退

職後をふくめた生活扶助が教員や家族のみならず、教育行政関係者にとり切実な課題でありつづけたことを明証する。ただし、生活扶助に密接にかかわるとはいえ、その内容は恩給法をはじめとした官治組織による行政施策の概要や受益する場合の手続きに限定されるのであり、教員互助会への言及はみられない。これまで教員互助会を視野に収めた教員の生活扶助にかかわる分析は、以下の三つの領域に類別される。

第一は教員生活史である。そこでは主に教員にかかわる年齢や性別、出身地、属籍、学歴といった属性の変容、俸給額から垣間見える、教員の生活水準といった、文字通りの生活史にかかわる事象が分析される^①。しかし、管見のかぎり、教員の生活扶助にかかわる言及はかぎられる。そのなかで、石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、一九六七年は留意すべきである。近代日本教員史の先駆として知られる同書において石戸谷は、官民における教員の共済組織にかかわる構想がすでに一八七〇年代に生起していたことを指摘したうえで、教職員共済組合令（勅令第一七号、一九四一年）にいたるまでの経過として以下のように、教員互助会史を通覧した（三一六―三二七頁）。すなわち、教員互助法を制定する、一八九二年以後の全国連合教育会での度重なる建議にもかかわらず、政府が前向きな姿勢は示すことはなかった。むしろ、教員互助会は各地の郡市単位で先行して設置されたのちに府県単位でも設置をみるようになった。一九三一年六月には帝国教育会の「肝煎り」で全国教員互助会連合会が結成され、一九三八年には「小学校教員の九〇%以上が入会」したと指摘される。従前の教員

史が教員互助会への視点自体を欠落させる傾向をもつものに対し、この記述は教員互助会史について全国的な視野を最初に示した点で意義がある。ただし、あくまで概観を提示する水準にとどまることは否めない。

第二に教育会史が挙げられる。ここでは府県教育会を中心として、組織機構や人的配置のほか、教育情報伝達や建議、諮問を通じた合意形成、演説や講演、教育に関する調査研究、さらに図書館運営や教員養成にいたるまで、その多面的な機能に注目した分析がある⁽¹²⁾。半面、生活扶助や教員互助会については教育会により運営されたことが指摘されるにとどまる。そのなかで注目を要するのは、本間康平『教職の専門的職業化』有斐閣、一九八二年である。同書は教職の専門性にかかわる社会的な観点から職能団体としての教育会の機能に着目した代表的研究として知られる。同書では教員互助会の設置形態が以下のふたつに類別される(三二五―三二六頁)。ひとつは府県教育会の肩入れを受けながらも組織上、別の組織として設置された事例であり、もうひとつは府県教育会による専管、あるいは附設事業とされた事例である。この類別は教員互助会と教育会との関係性が府県においてかならずしも自明ではないことを示唆した点で意義を有する。近代沖繩における教員互助会は、こうした類別においてどのように位置づくのか。すなわち、府県のなかの多勢に属するのか、あるいは逆に一定の特殊性を備えるのであろうか。現在の研究はこの問題に必需する水準に到達しているとはいえない。本稿は先述した分析視点にもとづき近代沖繩における教員互助会史を解明することで、この問題

に応じ得るだけの研究史上の基盤を形成する。

第三として取り上げるべきは教育労働運動史である。そこで特徴的なのは、教員互助会が教育労働運動の進展を妨げ、教員層を懐柔するための策動として位置づけられる点である。たとえば、府県単位で設置されはじめた教員互助会について、いわば御用組合を意味する、「黄色化」懐柔政策¹³⁾であり、「教員の経済的要求の噴出を抑えようという試み」であり「要求の吸収装置」と規定される。こうした規定は教員互助会と同時代を生きた、当事者の実感に導かれたものである。一例として、死亡時の弔慰金や退職、疾病時の給付金といった、一般に教員互助会がはたした役割について、以下のようない見解が示されることがある。すなわち、「これらの弔慰金や給付金は―引用者）当然、雇傭者たるものがそれを支給すべき」であり、「教育労働者の金を無利子で集め、互助会などといふ体裁のよい会を作り、強制的にこれに大金せしめる。新卒たる師範卒業生は否応なくこれに応じなくてはならない」としこれらを「欺瞞」であると¹⁴⁾する。ここでは教員互助会が私費に依拠し、また、事実上、強制的な加入であることが指摘される。この見解は教育労働運動史という史観にもとづく教員互助会に関する評価として研究史上、一定の位置を占める。半面、こうした見解は教員の生活扶助を通じた組織化という視点を獲得するにはいたらない。むしろ、教員互助会の設置経緯や運営にまで立ち入った分析を妨げる作用をもたらすことは否定できない。この見解の背景にあるのは、政策と運動、弾圧と抵抗という認識枠組みなのだが、教員互助会は、はたして政策側による策動として割り切れるものな

のであろうか。この隘路を克服するために必要なのは、教員互助会が実際に設置され、運営された経緯を個別具体的に解明することをおいてほかにない。本稿における筆者の基本的な立場はこのように設定される。

各領域は分析視点を異にしながらも、以下の点では共通する。それは教員互助会の概観や組織的な性格の大枠を提示するにとどまり、その設置経緯や運営にまで立ち入ってはならず、実証的な分析の蓄積には乏しいということである。一方、これに照らせば、府県教育史などにおける個別事例、ならびに事実上の後継団体の編纂になる記念誌は研究史上の基礎をなす¹⁶⁾。ここでは府県などの各教員互助会の設置や改廃などにかかわる個別具体的な事実経過が記述される。半面、近代沖縄における教員の生活扶助については、こうした成果に比肩する成果は見出せない。つぎにこの点について説明をくわえる。

近代沖縄教員史には沖縄師範学校における養成史、沖縄県教育会などの教員団体史を基軸に据えた一定の蓄積がある¹⁶⁾。しかし、先述のように俸給不払いに起因した教員の生活困窮がしばしば言及されてきた一方、教員互助会をはじめとする生活扶助については十分な視野がおよぼされてきたとは言い難い。管見のかぎり、一九六〇年代から七〇年代に刊行された『沖縄県史』は生活扶助に言及した例外として位置づけられる。そこでは一九〇〇年代以降における教員の生活史を説明する文脈において、教員互助会などの設置が郡市単位で相次いだ前後の趨勢が以下のように記述される（傍線部、引

用者。以下、いずれもおなじ)。

これらは殆ど教員の相互扶助的な団体ではあったが、全県的統一組織としての純民間団体への発展方向はとらず、県当局に対する強力な要請折衝などを試みる身構えもなく、今日考えるところの活動には多大な限界を認めざるを得ない¹⁷⁾。

この記述にはすくなくならずの疑問が生じる。まず、傍線部については曖昧な表現といわなければならない。というのは、県単位の教員互助会は後述のように、すくなくとも設置構想されたことは確認できる。くわえて、「純民間団体」が官治組織からの財政補助を受けず自主財源のみで運営するといふ財政的な独立性を指すのか、あるいは役職体制上の民間性を指すのか、この点が明確ではない。しかし、この記述におけるより大きな問題は以下のふたつである。ひとつは、郡市における教員互助会の設置について断片的に指摘されるにとどまり、全体像の把握にはいたらない。もうひとつの、そして根本的な問題として教員互助会の組織的な性格について評価を急ぐあまり、その設置経緯や運営については閑却に付されている。こうした研究史の状況に照らし、本稿では近代沖縄において教員互助会が郡市単位、および県単位において、いかなる経緯で設置され、どのような生活扶助がなされたのか、こうした事実経過の全体像を解明するとともに、可能なかぎり運営にまで立ち入った分析を提示

する。

本稿が依拠する史料について説明する。近代沖縄史にかかわる史料の特性から一定時期の欠損は免れず、おのずと制約がともなうが、本稿では従前の史料調査の到達をあまねく反映させる。なかでも沖縄県教育会機関誌『琉球教育』および『沖縄教育』¹⁸、ならびに帝国教育会機関誌『帝国教育』における関連記事に主に依拠する。くわえて、『琉球新報』『沖縄毎日新聞』『沖縄新聞』『先島朝日新聞』『海南時報』『大阪毎日新聞』（鹿児島沖縄版）などの新聞史料を併用する。

二 郡市単位の設置と運営

(一) 郡市間の共通性と差異性

教員の生活扶助の一環として教員互助会を設置するという構想は、いつ、どのように沖縄で生じたのであろうか。この問いは設置経緯の前身として不可欠である。近代沖縄における教員互助会にかかわる初期の設置構想は、管見のかぎり、一九〇〇年七月十五日開催の中頭郡教育部会において「教員互助会ヲ設クルノ可否」が提案されたことにまで遡及できる。¹⁹この時点で生活扶助を趣旨とする教員団体にかかわる構想は全国的にはすでに流通しており、この提案自体はかならずしも目新しいものではない。ここで注目すべきはその新規性ではなく、官治組織はもとより、上部組織である沖縄

県教育会にも先行して、あるいはその役割を代替して地方教育部会において発議されたという事実である。しかし、背景は不詳だが、該案は結果として実際の設置として結実することなく、不首尾に終わった。のみならず同郡ではこののち、およそ一〇年間にわたり未設置の状態が継続する。

この事例にみるように、教員互助会は法制度の施行にもとづき同時一斉に設置されたわけではない。むしろ、郡市によるちがいが色濃く反映していたことがうかがえる。そこで近代沖縄における教員互助会が各郡市においてどのような経緯で設置されたのか、郡市相互の共通性と差異性に留意することで分析をくわえる。次頁の表1では、郡市別の設置時期と関係規則、主な事業、役職体制や財政的根拠などにかかわる事項を可能なかぎりで集約した。

同表にみるように、近代沖縄の教員互助会は、一九〇八年に設置された島尻郡教員相護団がもっとも早い時期に設置された事例である。首里市における設置が史料的に確認できないことを唯一の例外として、すべての郡市において教員互助会は設置された。八重山郡が未確認であることを除けば、いずれも内規的な関係規則を備え、補償や給付の対象として主に会員の病气や死亡などによる休退職、不時の災難などを想定した²⁵⁾。こうした共通性は役職体制や事務所においても指摘できる。すなわち、判明しているかぎり、会長に郡長が、副会長に郡視学が「推戴」された(以下、規則上、「団長」「副団長」とされる場合でも、「会長」「副会長」として統一的に表記)。また、おなじく事務所は郡役所に設置された。これらにもとづき、一般に地方教育会に対し付与される、半官半民的との組織的性格

表1 郡市単位の教員互助会の設置時期・関係規則・事業内容ほか

郡市(名称)	設置時期	関係規則	主な事業対象	役職体制	事務所	財政的根拠		出典
						定率会費	財政補助	
鳥尻郡(鳥尻郡教員相護団)	一九〇八年	「鳥尻郡相護団規定」 「鳥尻郡教員相護団規程」	重病・死亡・ 休職・退職・ 不時の災難			四〇〇分の一 八〇〇分の一	町村組合	①
宮古郡	一九〇九年	「教員相互法」		(団長) 郡長 (副団長) 郡視学	郡役所	二〇〇分の一		②
中頭郡(中頭郡小学校教員互助団)	一九一〇年	「中頭郡小学校教員互助団規程」	死亡・退職・ 休職	(団長) 郡長 (副団長) 郡視学	郡役所			③
国頭郡(国頭郡小学校教員互助団)	一九一三年	「国頭郡小学校教員互助団規程」 「国頭郡小学校教員互助団基金貸与規程」	死亡・退職・ 休職・重病・ 不慮の災難	(団長) 郡長 (副団長) 郡視学	郡役所	一〇〇分の一		④
那覇市(那覇区教育者互助会)	一九一三年	「那覇区教育者互助会規程」	重病・休職・ 死亡・不時の 災難	(会長) 区長		二〇二〇銭		⑤
八重山郡(八重山郡教員互助会)	一九二七年					一〇〇〇分の四	町村組合	⑥

(出典) ①鳥尻郡教育部会『鳥尻教育部会二五年記念誌』一九二二年三月(第三六卷)、九頁、鳥尻郡教育部会『鳥尻郡誌』一九三七年、二〇七―二〇八頁。②「宮古郡教育」『沖繩教育 学制頒布五十周年記念号』一九三二年一月(第三六卷)、一五二頁。「宮古郡教育部会沿革大要」『沖繩教育 第三〇号』一九三七年六月(第三〇卷)、六七頁。③比嘉徳「中頭郡誌」中頭郡教育部会、一九三三年。④国頭郡教育部会『沖繩県国頭郡志』一九一九年、一五〇頁。⑤「那覇区教育者互助会」『琉球新報』一九一三年四月二〇日。⑥喜舎場永珣『町制十周年記念・石垣町誌』一九三四年(復刻版) 国書刊行会、二八一頁、「八重山郡教育部会沿革大要」、前掲『沖繩教育』第二五〇号、六八頁、「八重山郡教育概覽 復興記念教育品展覧会、一九三六年(頁数無)。

(注記) 設置時期の早い順に記載した。出典は主なものに限定し、不明の場合には空欄とした。管見のかぎり、関連史料のない首里市についてはあらかじめ除外した(いずれも以下、おなじ)。

を教員互助会は共有することがわかる。つぎに同表のうち財政的根拠にかかわる事項に視点を転じる。宮古郡と首里市が不明であることを除けば、いずれも俸給額に応じ会員から定率で納付される「相護金」などと称される会費（以下、定率会費とする場合がある）を原資とした。個々の会員単位での負担は定率会費としては最高でも百分の一であり、額面上は少額といえる。²²⁾しかし、運営を維持するうえで、その会員数分の積算が相対的に安定的な運営を担保するものでなければならぬことはいうまでもない。薄いながらも広範に会費を徴収することが存立に必需とされた。それゆえ、郡市単位の教員互助会は、教員資格の有無や性別を問わず、郡市に在勤する広範な教員層を包摂することを共通の設置条件とした。²³⁾とはいえ、近代沖縄の教員互助会については、他府県の例にみるような予算、決算、資金運用など会務全般の財政的根拠を具体的に裏付ける一次史料は確認されていない。²⁴⁾こうした制約を前提とした場合でも、すべての教員互助会が自主財源のみに依拠して運営を賄えたとは考えにくい。事実、同表にみるように史料的に確認できたのは島尻、八重山の両郡にとどまるが、いずれも町村組合からの財政補助を継続的に受領した。²⁵⁾

近代沖縄における教員互助会の財政的根拠にかかわる分析に際し焦点化されるべきは以上にとどまらない。というのは、原資とされた教員俸給の支弁元は一定不変ではなかったためである。その変更は財政的根拠に連動するのみならず、郡市単位の教員互助会がいつまで存続したのかとの論点にも連動するため留意を要する。

あらためて確認すれば、市制町村制が施行された府県における教員俸給は、先述した設置者負担主義の原則にもとづき市町村から支弁された。同原則が変更され、教員俸給が市町村から府県支弁へと移管されるのは、義務教育費国庫負担法（法律第二二二号、一九四〇年）以後のことである。その一方、市町村に支弁義務が課せられていた期間、旧慣期にあった沖繩では「市町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程」が適用され、「市町村立小学校教員俸給ニ関スル件」（勅令第二号、一八九七年）にもとづき、町村長に関する規定は島司などに適用することとして読み替えられた（同前第八条）。すなわち、教員俸給の基準、および町村の支弁義務は、沖繩をふくめ、市制町村制を施行しない地方の小学校設置区域においても、市制町村制が施行された府県と事実上、同一に適用された。こうした経緯に照らせば、市町村から府県支弁への移管を規定した義務教育費国庫負担法について、「小学校教員に対し実に天来の福音」として、同時代から沖繩県でも高い評価を付与されたことは、俸給の不払いや遅延に悩まされていた教員の立場からみれば当然であった。⁽²⁵⁾ 実際、こうした教員俸給の府県への移管が文部省内で選択肢として具体的に検討されはじめるのは一九三〇年代に教員俸給の不払いや遅延が各地で頻発していたことが契機となったとの指摘がある。⁽²⁶⁾ この指摘に従えば、おそくとも同年代には教員俸給の府県支弁への移管を前提としたうえで教員互助会を府県単位で運営する気運が国家の教育政策として事実上、醸成されたといえる。

あらためて、郡市単位の教員互助会の設置経緯にかかわる、表1にもどる。以上の共通性の半面、

設置時期については郡市により一斉ではない。ただし、八重山郡を例外とすれば、一九〇〇年代後半から一九一〇年代はじめにかけての五、六年程度に集中する傾向にある。この背景にはなにかあるのか。当該期間中に生じた、教員需要の変動に照応する、以下のふたつを逸することはできない。ひとつは一九〇〇年代後半に相当する。改正小学校令による義務教育年限の延長（一九〇七年）により、准教員、代用教員を中心に教員数は大幅に増加した。²⁵⁾ もうひとつの背景は一九一〇年代はじめに相当する。日比重明・沖繩県知事の指示にもとづき、「従来主として単式編制法」であったのを転じ、一九一三年度には「単式学級の児童数を増す」とともに「複式編制法」を採用した、「学級整理」が断行された。これにともない、教員数は同年度前半だけでも昨年度に比して一三四名が「淘汰」されるなど、一転して大幅に減少した。²⁶⁾ これらは任用数の増加と削減という相反する事象でありながら、いずれも結果的には職位の安定しない状況にある教員数の増加をもたらしした。こうして当該期間は教員からの生活扶助への需要と要求が必然的に昂進する時期に相当した。

つぎに教員互助会の名称については郡市により一律ではなく「相護団」「互助団」「互助会」などとして多岐におよぶ。各規則にもとづけば会員資格として「小学校教員」に限定するか、あるいは「教育関係者」をふくめ、より広範囲におよばすかなどの差異性が認められる。

以上にみる郡市間の共通性と差異性はなぜ生じたのであろうか。指摘できるのは、教員互助会が法的根拠にもとづき一律にはなく、各郡市の状況に照応することで適時、設置されたことである。つ

まり、各都市、域内町村などが備えた財政的・社会的な状況にくわえ、教員による要求に依拠した、地方教育部会や地方校長会における審議の動向といった複数の要因が絡み合うことにより、教員互助会は都市単位での任意にもとづき設置されたといえる。ここで教員による要求、設置の任意という場合、教員の人的構成の変容に注目しなければならない。この場合、沖縄師範学校を通じた、教員供給のしくみが一九〇〇年前後に確立したことで沖縄県出身者が継続的に教員として輩出されたことが重要である。その結果、教員層全体の人的構成は置県以後、招聘などにもとづき来県した他府県出身者から沖縄県出身者中心へと変容しつつあった。校長への沖縄県出身者の任用に限定すれば、それは教員と比較して相対的に遅延しながらも、やはり、おなじ変容傾向をたどった。こうして教員層の大半は沖縄県出身者が占めつつあったのであり、学務当局が一貫して他府県出身者中心であったのとは対照的である。⁽²⁰⁾つまり、設置にかかわる教員の要求とは事実上、沖縄県出身者による生活扶助にかかわる要求という色合いが時間の経過とともに強くなっていた。つぎに、こうした都市相互の差異性が設置段階にとどまらず、実際の運営においてどのように発現したのかに視点を転じる。この場合、各都市の地方教育部会と地方校長会が鍵となる。

(二) 地方教育部会の主導性

近代沖縄における都市単位の教員互助会の設置と運営に際し、地方教育部会と地方校長会による関

与について、史料的な捕捉が可能な国頭、中頭、島尻、および宮古と八重山の五郡に限定のうえ、表1に示した設置時期の早い順に次頁に集約した(表2)。

同表から、郡市単位の教員互助会は、いずれも地方教育部会の単独、あるいは地方教育部会と地方校長会との相互間における調整を経て随時、設置をみたことがわかる。言い換えれば、近代沖縄において郡市単位の教員互助会の設置にかかわり、学務当局や郡市はもとより、沖縄県教育会による顕在的な関与は確認されない。ただし、注視すべきは郡市単位の教員互助会の設置と運営に際し地方教育部会と地方校長会による関与はかならずしも同一視できない。それは以下のように区分される。まず、地方教育部会は、教員互助会の設置を審議するにとどまらず規則を制定・改正し、会計や予算・決算にかかわる権限をもつなど、表中の灰色配色に示したように、実務にいたるまでその運営に関与した。こうした地方教育部会による主導性は、非常時などに際し教員互助会が機動的な事業運営を要請された場合、とくに顕在化する。この点にかかわり、ふたつの事例にもとづき説明できる。ひとつは、いわゆる御真影焼失として知られる事例にかかわる。行論上、同事件のてん末は略すが、一九一〇年一月七日の出火により佐敷尋常高等小学校が全焼し御真影などが焼失した。同校長・本山万吉、および同日、宿直を担った同校准訓導の一名は職務を怠ったことを事由として、小学校令(勅令第三四四号、一九〇〇年)第四八条にもとづき免職処分を受けた。事件後に招集された島尻郡教育部会幹事会の模様について比嘉春潮が以下のように記録している。^①「私(比嘉を指す―引用者)

表2 地方教育委員会と地方校長会による教員互助会への関与

中頭郡		宮古郡		島尻郡					郡市	
設置以前		設置以前		設置以前		設置以前			区分	
設置以前		設置以前		設置以前		設置以前			地方教育委員会（評議員会）	
審議（一九一〇年五月二二日）		審議（一九〇〇年七月一五日）	設置（一九〇九年一月三〇日）	規則改正（一九一一年七月二三日）	規則改正（一九二一年）	規則制定（一九〇八年五月頃）	議定（一九〇七年五月一二日）	設置委員会（一九〇七年四月二三日）	審議（一九〇七年一月一三日）	地方校長会
	審議（一九一〇年五月二二日）								審議（一九〇六年二月一九―二二日）	

が書記として出た事後処理の鳥尻郡教育会幹事会は本山校長に教員相互団から十五円の饒別を出すことに決定した。教員相互団とは全教員が月々いくらかの金額を納めている互助組織。本山、東恩納（前出した宿直の准指導を指す―引用者）も会員である。東恩納指導には一文も出なかった」。同時期における懲戒処分のもつ意味合い、および二名への対応のちがいについて、ここでは触れない⁽³²⁾。そのうえで重要なのは同郡教育部会幹事会の場合において、同郡教員相護団に固有の案件が即応し専決されたという事実である。もうひとつの事例は、俸給不払い、遅延に起因し生活困窮に直面した教員に対し、地方教育部会での決議にもとづき教員互助会が臨時の貸付事業を実施した事例である⁽³³⁾。一九三二年の八重山郡では、町村財政の逼迫から「郡下十三校教員が俸給不払ひになやまされ、殊に竹富村教員の如きは四ヶ月半も俸給が不払」の状態であった。同年八月二七日に登野城校で開催された同郡教育部会夏期総会では、「（同地方教育部会の―引用者）会員にして俸給一ヶ月以上不払の場合は希望者に教員互助会基金中からカシ付^(マシ)をなす」ことを決議した。これを受け同郡教員互助会は「基金貸付規程」にもとづき、一名あたり一〇円の貸付を実施し、元利を三ヶ月以内に償還することとした。同記事は「借金申込者は多数に上るものと見られている」と報じており、当該貸付が教員にとって渴望された事業であったことがわかる⁽³⁴⁾。以上から郡市単位の教員互助会の運営については地方教育部会が主導性を発揮することで事実上、当該団体の事業として一体的に取り扱ってきたと考えられる。

他方、あらためて地方教育部会と地方校長会による関与の非同一次性に視点を転じる。根拠となる史

料はかぎられるが、地方校長会は設置自体や規則について決議、承認することで教員互助会に正統性を付与することとあわせ、運営にかかわる管理的な役割を担ったことがうかがえる。^⑤

ところで、こうして設置をみた近代沖繩における郡市単位の教員互助会はいつの時点まで維持運営されたのであろうか。設置時期とおなじく、途絶した時期にも一定の幅があるのか、あるいは共通の契機に依り同一時期に途絶したのか。この論点については教員俸給の支弁にかわりさきに論及しておいたが、その事実経過はあきらかにできない。この点を解明するうえで不可欠の前提として、郡市単位とは別に県単位の教員互助会が設置構想された経緯に視点を転じる。

三 県単位の設置構想

(一) 学務当局の主導性

沖繩における県単位の教員互助会の設置構想が立ち上がるのは、以上でみた郡市単位から大きく立ち遅れ、一九三〇年代なかば以降である（便宜上、沖繩県教員互助会として総称する場合がある）。ただし、結論を先取りすれば、それが構想にとどまらず、現実に設置をみたのかについて断定できる状況にはない。^⑥ さらにその正式名称や設置形態、さらに関係規則や運営などについてもおなじく不詳としなければならない。この点をあらかじめ確認のうえで、管見のかぎり、その設置構想はつぎの表

3に集約される。

同表から以下の三点にわたる特徴を読み取ることができる（以下、各引用は同表掲載の出版による）。第一、近代沖繩における県単位の教員互助会は一九三五年七月開催の県校長会で学務当局から提案されたことに端を発する。沖繩県視学・石川浩は、「（沖繩県を指す―引用者）本県に於ても三十二の教員を以て一丸としたる相互扶助の機関」の設置を提案した。じつは傍線部の教員数は同時期に沖繩県内に在勤する、正教員、准教員、代用教員を合算した総数である、一三二〇七名を大きく上回る。³⁷⁾すくなくとも提案の時点では、教員資格の有無や性別を問わず、すべての小学校教員にくわえ、後述のように中等教育などの教員をふくめた教員団体として設置構想されたことがわかる。審議の結果、「教員給料不払頻々の沖繩では教員の金融機関」が必需であるとの理由から「全員其の主旨には大賛成」であり、「県に於て立案し県の案を中心に各郡市委員が集り案を練った上決定すべく申合わせた」。以上から、県単位の教員互助会は学務当局が主導することにより、その設置構想が提案された。しかし、第二に掛率などをふくめ事業としての存立維持を具現化した組織や運営にかかわる計画が樹立したのは、一九三七年三月の規約起草委員会であった。背景は不詳だが、学務当局による提案から一年半程度の時間を要したことになる。この間、学務当局にくわえ、沖繩県教育会が関与することと設置構想が具体化したことが濃厚にうかがえる。その根拠として、規約起草委員会は六名の委員により構成されるが、その経歴には一定の傾向がある。六名のうち五名は現職をふくめ県視学、郡視学

表3 沖縄県教員互助会にかかわる設置構想

時期(年月)	開催(主催)	審議内容	出典
一九三五年七月	沖縄県小中学校長会(学務当局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県視学・石川浩が提案 ・ 「沖縄県教員互助会」 	①
一九三七年三月	規約起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織範囲 ・ 資金拠出額 ・ 払戻率 ・ 死亡弔慰金率 ・ 病氣救助率など ・ 法人組織として設置 	②
一九三七年六月	(新聞記事のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「沖縄県下小中学校教職員互助会」 ・ 一口一円(一名三口以内) ・ 救済事業 ・ 住宅資金、奨学資金、教員保健所の設置 ・ 七月開催の県校長会に提案予定 	③

(出典) ①「県下小中学校長会」「沖縄教育」第二二八号、一九三五年八月(第二五巻、六九頁)「酷暑を冒して重要問題を協議」(大阪朝日新聞) (鹿児島沖繩版)、一九三五年七月一日。②「教員互助会規約起草」『沖縄教育』第二四八号、一九三七年四月、八九頁(第二九巻、八九頁)。③「沖縄教職員互助会 設立準備着々進む」(大阪朝日新聞) (鹿児島沖繩版) 一九三七年六月十五日。

としての経歴を有し、いずれも沖縄県教育会、あるいは地方教育部会における役職者であり、現職校長、あるいは校長としての経歴を有する⁽³⁸⁾。さらに、一九三七年四月二〇日に大分県で開催された九州沖縄八県連合教育会主事会に参加した、沖縄県教育会主事・島袋源一郎は協議題のひとつに「教員互助団ノ施設状況ヲ承リタシ」を提示することで、教員互助会の規約や運営などにかかわる、九州各県での情報を意識的に収集しようとした⁽³⁹⁾。第三として名称については発議の当初、「沖縄県教員互助会」とされたが、もつとも後発の史料となる一九三七年六月時点では「沖縄県小中学校教職員互助会」とされた。このことは、小学校に限定せず中学校もふくめた教員団体として設置構想されたことを示す。また、設置形態については法人組織とされ、「救済事業を主として将来は会員に住宅資金、奨学資金にも利用させる」ことにくわえ、「那覇市外に教員保健所」を建設する計画が構想された。郡市単位と同様に死亡や休退職、災難時の給付といった、一般に教員の生活扶助として教員互助会が備えた機能にくわえ、他府県でも進行しつつあった、対象事業の派生が目論まれていたことがわかる。

以上の設置構想にかかわる経緯に照らせば、郡市単位の教員互助会とは異なり、県単位の教員互助会において教員が実際の運営にまで関与していたのかは疑わしい。むしろ、ここでは学務当局の主導性こそが際立っていたといえる。この点はつぎにみる他府県との連動性に深くかわかる。

(二) 他府県との連動性

他府県において教員互助会はいつの時点で通有化し、いかなる設置形態や機能を備えたのであろうか。この問いは教員の生活扶助における沖縄県の相対的な位置をみるうえで不可欠である。ただし、府県単位に限定した場合、教員互助会の設置や機能について全国的な動向を俯瞰できる史料には欠ける。そのうえで断片的ではあるが、設置の動向については時系列に即し以下のように整理できる。

まず、一九一〇年代なかばに設置にかかわる建議がなされた熊本県教育会の事例が初期の動向をみるうえで意味をもつ。同県教育会では一九一八年一月時点で各府県の内務部長あてに「貴府県教育会事業として小学校教員互助法実施の有無」について照会した。⁽¹⁰⁾ その結果、回答のあった三三二府県のうち、千葉県のみが設置有として回答し、これ以外の府県では「何れも『なし』」であった。むろん、未回答の府県、あるいは府県教育会以外の事業として教員互助会を設置していた府県については保留しなければならないが、この結果にみるかぎり、一九一〇年代後半において県単位の教員互助会の設置はすくなくとも通有化していたわけではない。⁽¹¹⁾ 一九二〇年代はじめの時点でさえ、東京府や新潟県など、「共済会或は互助会として独立したるものは、全国各府県に指を屈するに足る程」にとどまった。⁽¹²⁾ 事実、府県単位の教員互助会の設置時期は一九二〇年代後半から三〇年代はじめに急増した。⁽¹³⁾ ついで一九三五年には合算して三五府県となり、沖縄県での設置構想が進んだ一九三〇年代後半には四二府県で設置されており、すでに全国的に通有化する状況にあったことがわかる。⁽¹⁴⁾

この場合、一九二〇年代後半以降の増加はかならずしも自然発生的であったわけではない。以下の三つの要因が連鎖的に作用することで府県単位での教員互助会の設置は促進され増加に転じた。沖縄県での設置構想もこれと連動していたと考えるのが妥当である。

第一は直接的な要因として、一九二六年七月の郡役所廃止がある。判明しているかぎり、各郡の教員互助会はその事務所を郡役所に置いたことは既述した。また、後述するように、教員互助会において会長・副会長として役職体制を担ったのは郡長、郡視学であった。しかし、これらはいずれも郡役所廃止により職位そのものが無くなった。こうして郡役所廃止により郡市単位での教員互助会の運営が、休止あるいは再編などを余儀なくされたはずである。第二の要因は、文字通り府県単位の教員互助会の連合組織として、全国教員互助会連合会が一九三一年六月に結成されたという、間接的ではあるものの、画期となる要因が挙げられる。同会は「教職員互助団体ノ連絡ヲ図ルト共ニ之カ普及発達ヲ期スル」ことを目的として掲げた⁽⁴⁵⁾。同会の結成とその広報により、教員互助会の有用性と実際の運営手法、ならびに法人化などにもなう設置の手續が広く流通することとなった。ただし、同連合会への沖縄県の加盟の有無は管見のかぎり、史料的に確認できない。第三の要因として見逃せないのは既述した教職員共済組合令（一九四一年）である。同令にもとづき、小学校、および青年学校などの教員は「相互救済ヲ目的トスル組合」を組織する（第一条）。おなじく各府県は組合事務の執行に要する経費を負担するとともに、一組合員あたり俸給月額の一〇〇〇分の一三を該組合に給与する

(第二条)。注目すべきは該組合の管理体制における本部と支部との関係である。すなわち、該組合では文部大臣が該組合を管理し本部を文部省に設置するとともに、支部を各府県に設置する。さらに地方長官は各支部を分掌することとされた(以上、同令施行規則、第二、三、四条)。この場合、地方長官の分掌になる各府県に設置の支部は、すでに多数の府県において既設であった教員互助会とどのように関連するのであろうか。この点について、同組合の設置前後に文部省初等教育課長を務めた、久尾啓一は以下のように解説する。⁽⁴⁶⁾「地方長官は文部大臣の指揮を受けて、市町村又は教職員の相互扶助を目的とする団体、例へば県単位の教員互助会等の職員に本組合の事務を委嘱し得るの道をも拓き、組合と之等教員団体との円滑なる提携を期待している」。すなわち、中央組織たる該組合は事務委嘱を通じ、傍線部にみるように、府県単位の教員互助会と提携することが想定された。⁽⁴⁷⁾同令は府県単位の教員互助会の設置を前提として運用されたといえる。実際、沖縄県でも一九四一年二月から同令が適用され、「教職員共済組合沖縄支部」は設置をみた。そのことは「教職員共済組合沖縄支部組織規程」(沖縄県告示第一九四号、一九四一年六月一〇日)により裏付けられる。同規程は教職員共済組合令の沖縄県における施行にかかわる根拠法令であり全七条、および附則からなる。管見のかぎり、本稿が初出となるため以下にその全体を掲出する。⁽⁴⁸⁾

教職員共済組合沖繩支部組織規程

第一条 教職員共済組合沖繩支部ノ事務所ハ之ヲ沖繩県庁学務部学務課内ニ置ク。

第二条 支部ニ左ノ職員ヲ置キ組合事務ヲ掌理セシム。

理事長 一名 学務部長ヲ以テ之ニ充ツ。

理事 二名 学務課長及社会教育課長ヲ以テ之ニ充ツ。

監事 一名 総務部会計課長ヲ以テ之ニ充ツ。

幹事 若干名 学校衛生技師、県視学、学務課主席属ノ中ヨリ知事之ヲ命ス。

書記 若干名 学務課勤務ノ属、書記、雇員ノ中ヨリ知事之ヲ命ス。

第三条 理事長ハ支部一切ノ事務ヲ裁決ス。

第四条 理事ハ理事長ヲ輔佐シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス。

第五条 監事ハ会計ヲ監査ス。

第六条 幹事ハ理事長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス。

第七条 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス。

附則 本規程ハ昭和一六年二月一日ヨリ之ヲ適用ス。

同規程によれば、同支部は県庁内に事務所が置かれ、学務部長を理事長とし学務課長と社会教育課

長を理事とするなど事実上、学務当局の内部組織として運営されたといえる。これら一連の経過にみるかぎり、沖縄県教員互助会は実際に設置のうえ同令にもとづく「委嘱」を受けた可能性は排除できない。この場合、沖縄県教員互助会は文部大臣から沖縄県知事、学務当局へとつらなる教育政策の管理体制に直結したことになる。

これまでの分析を前提に教員の生活扶助における沖縄県の相対的な位置という問いに立ち戻れば、沖縄県の設置構想は他府県での通有化に比して時期的にはやや遅延していたことはたしかである。しかし、構想段階とはいえ名称や設置形態、また、機能などにおいてかならずしも例外的とはいえない。むしろ、一般的というべき範疇に属すると考えるのが妥当であろう。⁽⁴⁸⁾ というのは、他府県では、名称として府県名を教員（教育職員、教職員）互助会に冠する場合が目立つ。また、設置形態として、社団法人などの法人格が多勢を占める（一部に県教育会の専管、あるいは附設事業とされる場合がある）。さらに機能について、一般に教員互助会は「保険、救済、貯金の三要素」を通じ教員の生活扶助を担ったとして集約される。⁽⁴⁹⁾ これらは沖縄県での設置構想をふくめ、他府県でも主要事業として共有された。ただし、府県からの財政補助の有無についてはかならずしも一律ではない。⁽⁵⁰⁾ くわえて、表3の設置構想にも一部、確認されるが、府県によっては洋服などの共同購入事業や保養所・診療所の設置といった派生事業を教員互助会が担う場合がある。⁽⁵¹⁾ そのうえでも、学務当局の主導にもとづく沖縄における県単位の教員互助会は他府県との連動性にもとづき、ほぼ標準化された教員団体と

して、すくなくとも設置構想されたことがうかがえる。県単位の教員互助会については、以上にみてきた設置構想にかかわる一連の事実経過が本稿によりあらたに判明した。

四 結論と課題

教員互助会は教員の生活扶助を趣旨とし給付や貸付などの機能を備えた、半官半民的な教員団体として全国規模で広範に設置をみた。本稿の基礎的意義は、これまで未解明であった近代沖繩における教員互助会について、旧県史における記述内容に修正を促すとともに、史料的な制約を被りながらも通史に準ずる視野をはじめて提示したことである。ここでいう視野は以下のように集約される。すなわち、近代沖繩において教員互助会は義務教育年限の延長、および町村財政の縮減などに照応し一九〇〇年代以降、郡市単位で先行設置された。郡市単位の教員互助会は俸給不払いの際の貸付といった急時の対処にくわえ、休退職時の給付などを通じ、近代沖繩を生きた教員の生活扶助に密接した事業を郡市相互の差異性をともないつつ展開した。一方、郡役所廃止や全国教員互助会連合会の設置、さらに義務教育費国庫負担法にもとづく教員俸給の府県支弁への移管にかかわる審議などを背景に一九三〇年代なかばには沖繩県教員互助会が設置構想された。このうち教職員共済組合令を経て沖繩戦へと至る戦時体制下において、近代沖繩における教員の生活扶助は中央組織に直結した。ただ

し、こうした基礎的意義にも増して重要なのは教員互助会を通じた生活扶助にもとづき、近代沖縄において教員が組織化された過程を本稿があらたに解明したことである。それは教員互助会の設置と運営という分析視点に即し、以下のふたつに集約される。

ひとつは設置にかかわる。近代沖縄における教員互助会は郡市単位で発議されたのを嚆矢とし、県単位、さらに中央組織へと直結する経路をたどり段階的かつ複合的に形成されたが、この場合の過程は連続的ではない。つまり、先行設置された郡市単位の教員互助会は学務当局が主導して設置構想された県単位の教員互助会と教員団体としての性質を異にする。あらためて確認すれば、郡市単位の教員互助会が沖縄県出身者を中心とした教員による、いわば下からの要求に依拠して設置され文字通り郡市において個別に完結したのに対し、県単位の教員互助会は学務当局によるいわば上からの発議に依拠することで、他府県との連動性のもと学校教育を担う教員の生活扶助を意図した教育政策上の管理体制に直結した。

もうひとつの知見は教員互助会の運営にかかわる。すなわち、あきらかになつたかぎり、郡市単位の教員互助会の運営は、規則や予算の差配をはじめ、地方教育委員会による主導性にもとづき事実上、一体的に取り扱われた。この場合、教員からすれば、地方教育委員会は評議員をはじめ役職を担った校長などを通じ日常的な接点をもつ教員団体であった。これらから郡市単位の教員互助会の運営が地方教育委員会と一体化し、地方教育委員会がいわば教員互助会の窓口としての機能を果たしたのは必然で

あったといえる。

一方、視点を転じ郡市および学務当局において、こうした地方教育部会の主導性は積極的に促進すべきものであった。というのは、郡市および学務当局からすれば、会長や副会長といった形式上の役職に就任するとともに、事務所の供与や一定の財政補助、さらに地方校長会を通じた最小限度の指示・注意による管理にもとづくだけで、学校教育の秩序崩壊を招きかねない、教員の離職を予防するための、いわば安全装置としての機能を教員互助会に託すことができたためである。このような教員互助会の両義性は表裏一体というべきであり、どちらかを恣意的に一面化して捉えるべきではない。

残された課題について、ふたつに限定のうえ、最後に示しておきたい。ひとつは近代沖繩における教員互助会の消長は郡市単位、県単位のいずれにおいても不詳としなければならぬ。なかでも郡市単位については一部あるいはその全部が途絶したのか、沖繩県教員互助会の支部として再編のうえで維持されたのかは不明のままであり、基礎的な事実経過の解明が不可欠である。もうひとつの課題は近代沖繩教員史における教員互助会の位置づけにかかわる。すなわち、教員について学務当局により教育活動を規制されることで、教育政策に従属する他律的な存在として平板にみなすのではなく、本稿が示唆するように、教員互助会を通じみずからの生活基盤の維持・安定を図ろうとする、近代沖繩を生きた生活者として捉え直すことが必要である。従来の近代沖繩教員史は、こうした意味における歴史分析の厚みを備えてこなかったのではないだろうか。こうした課題を視野に収めることにより、

近代沖繩教員史をさらに深める必要がある。

【追記】

①史料からの引用に際し、読みやすさを優先し通行の字体にあらため、句読点をあらたに付したことがある。おなじく明白な誤記を修正し一部を略した場合がある。②本研究はJSPS科研費(20H01631)による研究成果の一部である。

【注】

- (1) 那覇・首里の二区(両区は一九二二年に市制に移行)、国頭、中頭、島尻、および宮古・八重山の五郡をさす。「沖繩県区制」(勅令第一九号、一八九六年)、「沖繩県ノ郡編制ニ関スル件」(勅令第一三三号、一八九六年)ほか。
- (2) 題目をふくめ、本稿では文脈に応じ、近代沖繩や沖繩県として使い分ける場合がある。
- (3) 市町村義務教育費国庫負担法(法律第一八号、一九一八年)をはじめ、教員俸給の支弁にかかわる教育財政制度について、一部を除いて本稿では立ち入らない。
- (4) ただし、旧慣期の沖繩県における教員俸給などの教育財政制度については依然、保護者の就学義務とともに不明な点が多い。現時点での到達点として、近藤健一郎「旧慣期の沖繩県における初等教育制度の特徴―第二次小学校令期(二八九〇―一九〇〇年)を中心に」沖繩文化協会編『沖繩文化』第四八巻第一号(第

一一五号)、二〇一四年ほか。

- (5) 新城朝功『瀨死の琉球』越山堂、一九二五年、八一―九頁、琉球政府編『沖繩県史』第四卷(教育)、一九六六年、四〇六―四〇九、四一六―四二四頁、沖繩県教育委員会編『沖繩県史』第一卷(通史)、一九七六年、六八八―六九一、七一九―七二二頁ほか。

- (6) 「市町村立小学校教員退隠料及遺族扶助料法」(法律第九〇号、一八九〇年)、「府県制郡制又ハ市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府県立師範学校校長俸給並公立学校職員退隠料及遺族扶助料法及市町村立小学校教員退隠料及遺族扶助料ノ施行ニ関スル件」(勅令第二四八号、一八九一年)。なお、同扶助料法の定める「小学校教員恩給基金」(第一四条)について、「地方経済ノ機関、未ダ備ハラザル」ことを事由に北海道および沖繩県では設置しないこととした「特例」を規定した、文部大臣から内閣総理大臣あての請議が一八九三年三月二二日付で発出されたが、採用には至らなかつた。「北海道及沖繩県ニ於テ市町村立小学校教員退隠料及遺族扶助料法ニ関シ特例ヲ設クルヲ採用セス」『公文類聚・第十七編・明治二十六年・第三十八卷・社寺・教規・神社、賞恤・恩給・雑載』(国立公文書館所蔵)。

- (7) 総理府恩給局編『恩給制度史』大蔵省印刷局、一九六四年、八九―九三頁。

- (8) 自治省行政局公務員部福利課編『地方公務員等共済組合法逐条解説』帝国地方行政学会、一九六八年ほか。

- (9) 本稿では沖繩県庁に在勤した内務部長・学務部長・内政部長、視学官・学務課長、ならびに県視学などから構成される官治組織について「学務当局」として総称する。おなじく、県教育会、郡市に設置された同支部

について、順に「沖繩県教育会」、「地方教育部会」、県校長会を「県校長会」、郡市のそれを「地方校長会」とする。また、制度的変遷にもかかわらず、「沖繩師範学校」として統一的に表記する（いずれも括弧ははせず。従前、おなじ）。

- (10) 落合茂三郎『教員恩給法詳解』金港堂、一八九二年、文部省『教員恩給法備考』一八九三年、山本友次郎編『小学校職員恩給法註釈』丸天出版部、一九〇五年、内藤雅楽助・藪惣之助編『教員恩給法正解』六盟館、一九〇七年、吉田升太郎編『学校教員の恩給』開発社、一九〇八年、東京啓発社編『小学校教員恩給法早わかり』東京啓発社、一九二五年、山野幸次郎『教育職員恩給法の手引』中島出版部、一九三五年ほか。

- (11) 主要な研究として、唐澤富太郎『教師の歴史―教師の生活と論理』創文社、一九五五年、石戸谷哲夫・門脇厚司編『日本教員社会史研究』亜紀書房、一九八一年ほか。

- (12) 梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会、二〇〇七年（新装版、明誠書林、二〇一九年）、同前編『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、二〇一〇年ほか。

- (13) 岡本洋三「帝国主義教育に対する批判の運動と思想―大正期教員運動史研究」『東京大学教育学部紀要』第六卷、一九六四年、一四四―一四五頁。おなじ位置づけとして、海老原治善『続現代日本教育政策史』三一書房、一九六七年、九五頁。

- (14) 野上荘吉『日本教育界暴露記』自由社、一九三〇年、一四八―一五〇頁。

- (15) 熊本県教育会編『熊本県教育史』下巻、一九三一年、一二四八―一二八二頁、長崎県教育会編『長崎県教育

会五十年史』一九三五年、七七―七九頁ほか。東京市教員会の互助事業にかかわる事例として、主に会費の増減とその背景、市からの補助金受給の経緯といった財政的運営にかかわる分析がある。太郎良信「東京市小学校教員会の研究―互助事業に即して」文教大学教育学部『教育学部紀要』第四四集、二〇一〇年。また、後継団体の編纂になる記念誌には当事者の回想をふくめ沿革由来の記述がある。新潟県教職員厚生財団『新潟県教職員厚生財団五十年史』一九六五年ほか。

- (16) 同前順に、阿波根直誠編『沖縄県の戦前における師範学校を中心とする教員養成についての実証的研究』科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書、一九八〇年、照屋信治『近代沖縄教育と「沖縄人」意識の行方―沖縄県教育会機関誌『琉球教育』『沖縄教育』の研究』溪水社、二〇一四年ほか。

- (17) 沖縄県教育委員会編、前掲『沖縄県史』第一卷（通史）、五七三頁。琉球政府編、前掲『沖縄県史』第四卷（教育）においてもほぼ同一の記述内容がある（三九九―四〇四頁）。ただし、沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史』各論編第五卷（近代）、二〇一一年など、近年のあらたな沖縄県史では教員への生活扶助への着目はみられない。

- (18) 両機関誌については、それぞれ以下の複製版を使用する。『琉球教育』複製版（全一二巻）、本邦書籍、一九八〇年、『沖縄教育』複製版（現在、全三九巻）、不二出版、二〇〇九年。引用にあたり当該複製版に付された巻数を付記する。

- (19) 「私立教育会部会の常集会」「琉球新報」一九〇〇年七月一日、「中頭部会の常集会」「琉球新報」一九〇〇

年七月一七日、「中頭郡部会報告書」「琉球教育」第五五号、一九〇〇年七月（第六卷）、一七八頁。なお、同時期には沖縄県教育会機関誌において、帝国教育会での教員互助会にかかわる関係記事、あるいは他府県での先行事例の紹介記事が掲載されており、教員互助会というあたらしい組織の構想は文字情報としても流入していた。「第四回全国連合教育会議案」「琉球教育」第八三号、一九〇三年五月（第九卷）、一〇四頁、「佐賀県小城市教育会員互助法」「琉球教育」第八五号、一九〇三年八月（第九卷）、一九五—一九六頁。「全国連合教育会代議員報告書」「琉球教育」第一二二号、一九〇五年一〇月（第一卷B）、四二頁。

- (20) この想定において、結核に起因した休退職は教員にとって大きな脅威であった。この場合、教員の生活扶助にかかわる行政対応として、改正教育基金令（勅令第二五九条、一九一四年）第五条にもとづく、「公立小学校教員疾病療治料給与に関する準則」（文部省令第八号、一九一五年）ほかがある。くわえて、「教員保養所令」（勅令第八八六号、一九〇四年）にもとつき各府県で設置された教員保養所は学校衛生上、必要な教員の療養を趣旨とした。管見のかぎり、沖縄県では教員向けの診療機関の設置は県校長会で審議されたものの、教員保養所は設置されていない。以上、「県下校長会議概況」「沖縄教育」第二四一号、一九三六年九月、八五頁、「教員保養所設立趣旨並に計画要項」「帝国教育」第七〇〇号、一九三七年二月、「教員保養所事務打合会概況」帝国学校衛生会「学校衛生」第二三卷第八号、一九四三年八月。

- (21) この定率会費はその比率において他府県と比較した場合、一般的であったと考えられる。その根拠として、同時期の他府県における正教員と推定できる、「規則的な生活の平均額」とされる事例では、収入が月俸

一八円に対し、支出のうち互助会費は額面で二〇銭として示される。これは月俸の一・一％程度を占めたことを意味する。稲毛詛風『現代教育者の真生活』大同館書店、一九一三年、六六一―六七頁。このほか、「教員相護会の設立」教育學術研究会編『教育學術界』第一三卷第六号、東京同文館、一九〇六年八月、菅井正維編『小学教員減俸の大矛盾』教育時報社、一九三〇年、一一〇頁ほか参照。

- (22) より明示的に、域内に在勤するすべての教員に当該郡市教員互助会への加入を義務づける場合がある。島尻郡相護団では「本郡在職の教員は本団に加入する義務」があるとして明記される(第二条)。「島尻郡相護団規定」『琉球新報』一九〇七年五月一六日。また、中頭郡小学校教員互助団は「本郡内小学校二職ヲ奉スルモノハ総テ本団員タルモノトス」と定める(第三条)。比嘉徳『中頭郡誌』一九一三年、三九頁。

- (23) この点について今後の史料調査の進展が待たれる。他府県での関連史料として以下を挙げておく。鹿児島県教員互助会『鹿児島県教員互助会定款諸規定』(鹿児島大学附属図書館所蔵)、社団法人愛知県教員互助会『会務報告』一九三一年、一九三六年(愛知県図書館所蔵)、徳島県教育会教員互助会『会報』第二号、一九三四年(徳島県立図書館所蔵)。

- (24) このうち島尻郡町村組合では「団員各自拠出の資金(定率会費を指す―引用者)の之にては到底応分の救済を為し得ざるは素より当然」とされ、一九一一年度から五年間にわたり毎年一五〇円を補助することが付議された。「島尻郡組合の各議案」『琉球新報』一九一一年二月二四日。

- (25) 我那覇朝義「先生であつてよかつた」『沖繩教育』第二四八号、一九三七年四月(第二九卷)、八九頁。

- (26) 井深雄二『近代日本教育費政策史―義務教育費国庫負担政策の展開』勁草書房、二〇〇四年、一八二頁。
- (27) 藤澤健一編『沖繩の教師像―数量・組織・個体の近代史』榕樹書林、二〇一四年、七五―七七頁。
- (28) 「本県教育費の概況」『琉球新報』一九一三年五月二三日、「学級整理状況」『琉球新報』一九一三年七月八日、「日比知事訓示」『沖繩毎日新聞』一九一三年三月六日、「郡区視学会に於ける日比知事の訓示」『沖繩教育』第八五号、一九一三年五月（第六卷）、七―八頁。
- (29) 以上、藤澤健一「近代沖繩における学務担当者の変容過程―一九〇〇年前後から一九四〇年代はじめまでの人的構成」法政大学沖繩文化研究所『沖繩文化研究』第四五号、二〇一八年、同前「近代沖繩における校長の組織化過程―校長会の運営実態を分析視点として」同前『沖繩文化研究』第四九号、二〇二二年、一月二六日ほか。
- (30) 「佐敷校の火災」『琉球新報』一九一〇年一月九日、「佐敷校教員の懲戒処分」『沖繩毎日新聞』一九一〇年一月二六日ほか。
- (31) 比嘉春潮「年月とともに」『比嘉春潮全集』第四卷（評伝・自伝編）、沖繩タイムス社、一九七一年、二二―六頁。この記述の事実経過にかかわる内容的な正確性は以下の新聞史料から裏付けられる。「島尻郡教員相護団」『琉球新報』一九一〇年一月二八日。
- (32) 全国的な動向を踏まえたいうでの同事件の分析について、小股憲明『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、二〇一〇年、三一―六頁。
- (33) 以下、「俸給不渡の教員に互助会が金を融通」『先島朝日新聞』一九三二年八月二八日。同様の貸付事業は同

郡にかぎらず他の郡市においても規則にもとづき運用された。たとえば、国頭郡教員互助会では「団員一人一回一〇円以上、五〇円以下ノ範囲」で貸付を行った。「国頭郡小学校教員互助団基金貸与規程」(第四条)、国頭郡教育部会『沖縄県国頭郡志』一九一九年、一八四—一八五頁。

- (34) この場合、一九三〇年代の八重山郡教員互助会による一名あたり一〇円の貸付は額面としてどれだけの有効性を備えたのであろうか。同時期の八重山郡における尋常科在勤の本科正教員の平均俸給額は男性でおよそ四八円、女性でおなじく三九円であった(錢以下を除き円単位でのみ記す。以下、おなじ)。おなじく代用教員では男性で二八円、女性で二五円であった。したがって、この額面は同時期の八重山郡に在勤した教員俸給額の二割から四割程度を占めたことになる。以上、沖縄県『昭和七年 沖縄県統計書』第二編(学事)、一九三五年、三三、三九頁。単純な評価は避けるべきだが、こうした教員互助会による貸付事業については一般に生活扶助としては不徹底であり、教員の待遇改善として限定的との評価が同時代からある。留岡清男『生活教育論』西村書店、一九四〇年、一二七—二八頁。このほか、河野通保『学校事件の教育的法律的实际研究』下巻、文化書房、一九三四年、三八四—三八五頁参照。

- (35) このうち、運営にかかわる地方校長会の関与として、表2にも示した、一九一〇年代はじめの国頭郡校長会による同郡教育部会への指示・注意の発出がある。当該教員互助会の会費納付の状況にかかわり同郡校長会は、遅滞気味であることを問題視したうえで、「自今之が徴集納付に際しては一段注意」すべき旨、各校長に指示・注意事項として伝達した。「国頭郡校長会問題」『琉球新報』一九一三年九月二六日。

(36) 仮に順当に一九三〇年代に設置されていたとすれば、一九四〇年はじめ前後における学務部長・渡邊瑞美による以下の談話は整合性に欠ける。「教員の互助機関を設け、相互救済の活動を促して物質的に恵まれない本県小学校教員をうんと優遇し、銃後教育に邁進させる」。この談話は戦時体制下における教員の待遇改善にかかわる学務当局の取り組みを説明したものであるが、傍線部にみるように教員互助会の既設が前提とされず、むしろ未来形の願望として語られていると読み取ることができる。「沖繩教員に朗報」『大阪毎日新聞』（鹿児島沖繩版）一九四〇年一月五日。

(37) 『文部省第六三年報』下巻、一九三八年、一七一―二二頁。

(38) 以下、「教員互助会規約起草」、前掲『沖繩教育』第二四八号、八九頁、秦蔵吉『沖繩人事興信録』大典記念沖繩県人事興信録編纂所、一九二九年、五七八―五七九頁、沖繩朝日新聞社『沖繩県人事録』沖繩朝日新聞社、一九三七年、二四、一六八、一七二、二〇二、三四二頁ほか。

(39) 「第二三回九州沖繩八県連合教育会主事会協議題」『沖繩教育』第二五〇号、一九三七年六月（第三〇巻）、七三頁、「第十三回九州沖繩八県連合教育会主事会協議題」『大分県教育』第六一九号、一九三七年五月、三四―三七頁。

(40) 熊本県教育会編、前掲『熊本県教育史』下巻、二二四九頁。

(41) ただし、回答のあった千葉県以外にも、当該時点で複数の府県において教員互助会はすでに運営されていた。中重信「教員互助会とその発展策」『教育・国語教育』第五卷第九号、厚生閣、一九三五年、四三頁。

- (42) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』一九二二年版、大原社会問題研究所出版部、一九二二年、二八一—二八二頁（復刻版、第三集、法政大学出版局、一九六七年）。
- (43) 「各府県教員互助会現状調査（昭和七年度）」『帝国教育』第六二八号、一九三三年六月、三七—四四頁。同史料では全国教員互助会連合会に加盟ずみの府県などに対象が限定される。
- (44) 順に高城研「教員互助会の将来」『帝国教育』第六八七号、一九三六年一月、五五頁、武部欽一「教育者の生活安定と互助の精神」全国教員互助会連合会、一九三七年、九頁。
- (45) 「全国教員互助会連合会規則」（第二条）、帝国教育会『帝国教育会五十年史』一九三三年、二七九頁。
- (46) 久尾啓一「教職員共済組合制度実施一ヶ年を顧みて」『帝国教育』第七六一号、一九四二年三月、一七頁。
- (47) 実際には教職員共済組合令の定める対象事業は、療養費、疾病給与金、および分娩費の給付であり、さきに見た教員互助会の機能と異同がある（同令施行規則、第一二条ほか）。このうち注目すべきは同令の示す対象事業の変化である。すなわち、戦時体制の進行にともない、応召・出征などによる男性教員の転出が相次いだ。これを補てんするため、教員への女性教員の進出がいちじるしく進展したことに照応し、女性教員の妊娠・出産への対応という従来なかった事業が付加された。こうした戦時体制下に進行した社会政策について、高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」——戦時期日本の「社会改革」構想』岩波書店、二〇一一年参照。
- (48) 帝国地方行政学会編『加除自在 現行沖縄県令規全集』第二綴、一九二九年、九一頁。同史料の書誌事項は、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描」田里修・森謙二編『近代沖縄

法の形成と展開』榕樹書林、二〇一三年、九七―一〇二頁。

- (49) 以下、「各府県教員互助会現状調査（昭和八年度）」『帝国教育』第六五一号、一九三四年六月、四九―五六頁ほかによる。

- (50) 肥塚泰造「如何にして教員互助会の全国的発達を図るべきか」『帝国教育』第六一〇号、一九三二年九月、二八頁。

- (51) 一九三二年一〇月時点で府県からの財政補助が額面をふくめ捕捉できるのは、回答のあった四四府県のうち九県の教員互助会にとどまる。「各府県教育会ニ対スル府県費補助其他調査」『沖繩教育』第一九八号、一九三三年一月（第二三卷）、八五―八八頁。

- (52) 「第五回全国教員互助会総会記録『帝国教育』第六七七号、一九三五年七月、一七―四一頁。